

第114号議案

令和2年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度南魚沼市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度南魚沼市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「220,928千円」を「220,986千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 大和病院事業資本的収入	215,039千円	15,433千円	230,472千円
第1項 企業債	185,000千円	1,800千円	186,800千円
第3項 県補助金	1千円	13,633千円	13,634千円
（補正しない項の額）	30,038千円	0千円	30,038千円
第2款 市民病院事業資本的収入	570,461千円	3,929千円	574,390千円
第4項 県補助金	0千円	3,929千円	3,929千円
（補正しない項の額）	570,461千円	0千円	570,461千円
支 出			
第1款 大和病院事業資本的支出	239,150千円	15,490千円	254,640千円
第1項 建設改良費	186,500千円	15,490千円	201,990千円
（補正しない項の額）	52,650千円	0千円	52,650千円
第2款 市民病院事業資本的支出	767,278千円	3,930千円	771,208千円
第1項 建設改良費	379,457千円	3,930千円	383,387千円
（補正しない項の額）	387,821千円	0千円	387,821千円

（企業債の補正）

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(補正前)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	558,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の年から据置期間を含み30年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	560,500	変更なし	変更なし	変更なし

令和2年12月14日提出

南魚沼市長 林 茂 男